

川崎市告示第227号

川崎市港湾施設条例（昭和 2 2 年川崎市条例第 3 3 号）第 3 条第 3 項第 1 号に規定する港湾環境整備施設における有料の駐車場（平成 2 0 年川崎市告示第 2 4 3 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 5 月 7 日から適用する。

令和 7 年 4 月 2 5 日

川崎市長 福田 紀彦

「

東扇島東公園駐車場	25,471
-----------	--------

」

を

「

東扇島東公園駐車場	7,035
-----------	-------

」

に改める。